

第2期 富士川町役場環境保全率先行動計画

富士川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成29年3月

富士川町

目 次

第1章 計画の基本的事項

- 1 目的
- 2 これまでの取組の経緯
- 3 温室効果ガス排出量の推移
- 4 計画期間
- 5 対象範囲
- 6 対象となる温室効果ガス
- 7 計画で用いるガイドライン等

第2章 温室効果ガス排出量の目標

- 1 削減目標
- 2 削減目標の内訳

第3章 取組内容

- 1 取組実施項目
- 2 事務局の取組

第4章 計画の進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理の仕組み

参考資料

- 1 富士川町役場環境保全率先委員会設置要綱
- 2 対象組織・施設等一覧
- 3 各種様式類

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

富士川町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減（抑制）することを目的に、「第2期 富士川町役場環境保全率先行動計画（事務事業編）（以下、「第2期率先行動計画」）」という。」を策定し、取組を推進していきます。

・地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3第1項（抜粋）

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. これまでの取組の経緯

本町では、平成23年4月に富士川町役場が取り組むべき富士川町役場環境保全率先行動計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）及び省エネ・省資源等に取り組みを推進してきました。

これまでの活動実績は、次のとおりです。

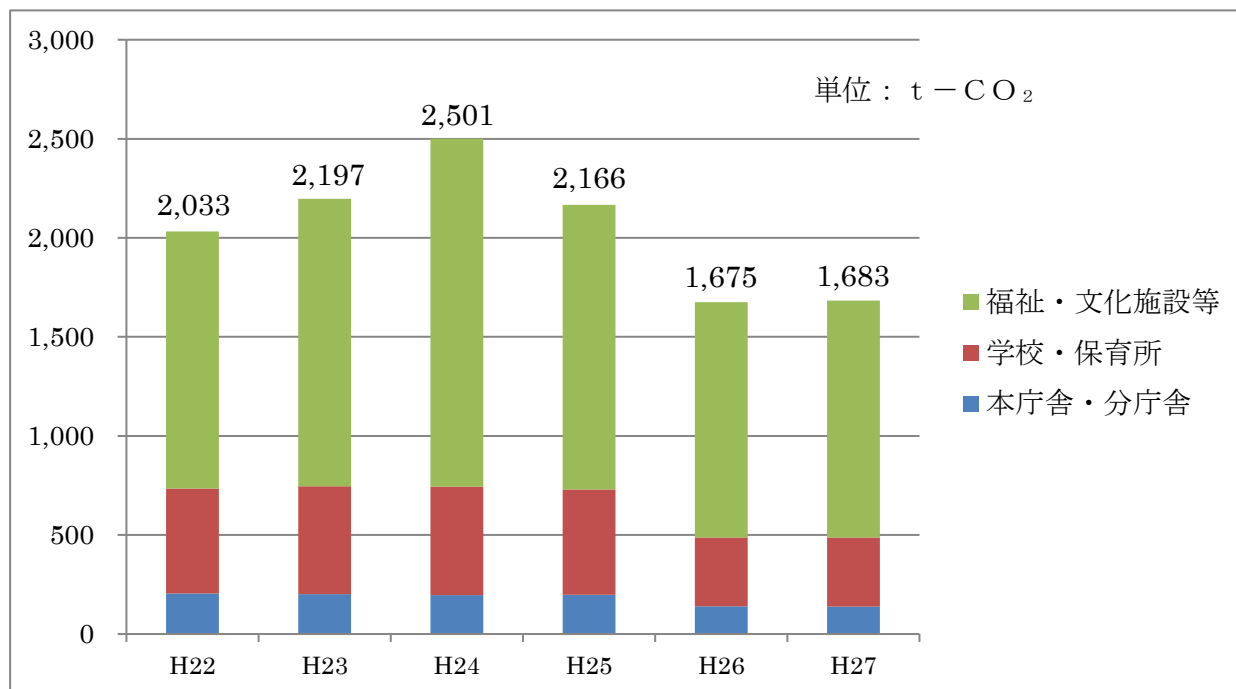
・富士川町役場環境保全率先行動計画策定の経緯

時 期	取組内容
平成23年 4月	第1期富士川町役場環境保全率先行動計画策定
	富士川町役場環境保全率先行推進委員会設置要綱策定
平成24年11月	富士川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定

3. 温室効果ガス排出量の推移

前計画である第1期富士川町役場環境保全率先行動計画における取組成果は、次のとおりです。

・これまでの温室効果ガス総排出量の推移



4. 計画期間

平成29（2017）年度から平成33（2021）年度の5年間を計画期間とします。「第2期率先行動計画」の基準年度は、平成27（2015）年度とします。

5. 対象範囲

「第2期率先行動計画」の対象範囲は、富士川町役場の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

6. 対象温室効果ガス

「第2期率先行動計画」では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下の7種類の温室効果ガスを対象とします。

ただし、「第2期率先行動計画」では、排出量が極めて少なく算定が容易ではないガス種を除き、二酸化炭素、一酸化二炭素、メタン、ハイドロフルオロカーボンを対象とします。

・計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	電気の使用、暖房用灯油及び自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却及び廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二炭素（N ₂ O）	自動車の走行、燃料の燃焼及び一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用及び廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。	

※ 地方公共団体実行計画で対象とする温室効果ガスのうち、HFC及びPFCは物質群であり、法の対象となる具体的な物質名は地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条（HFC13物質）及び第2条（PFC7物質）に掲げられている。

7. 計画で用いるガイドライン

「第2期率先行動計画」は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、「第2期率先行動計画」で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 削減目標

富士川町は、これまでの庁舎等から排出される温室効果ガス総排出量を削減（抑制）し、平成22年度に比べ350 t-CO₂も削減してきました。

富士川町では、これまでの取組で留まることなく、「第2期率先行動計画」では、平成29年度から平成33年度の間の温室効果ガス総排出量を、平成27年度に比べ、8%削減します。

目標 : 富士川町職員は全員が各自の役割に努め、平成33年度末までに温室効果ガス総排出量を8%削減します。

2. 削減目標の内訳

富士川町の事務・事業を行う施設毎に削減目標を設定し、省エネルギー活動の推進ならびに施設・設備の改修・更新を行いながら、目標達成のための取組を推進することとします。

・内訳

単位：t-CO₂

削減目標達成のための対策			削減目標
省エネルギー活動の推進	A	本庁舎等において、省エネルギー活動の推進の徹底を図り約5%削減	10
	B	小中学校において、省エネルギー活動の推進の徹底を図り約3%削減	8
	C	保育所等において、省エネルギー活動の推進の徹底を図り約3%削減	3
	D	その他施設において、省エネルギー活動の推進の徹底を図り約3%削減	30
	E	指定管理施設において、省エネルギー活動の推進の協力を要請し約1%削減	27
設備・施設における更新・改修・新設	F	全庁的な老朽化施設の改修等を実施し、エネルギー使用効率を向上	137
総削減効果			214

第3章 取組内容

1. 取組実施項目

温室効果ガスの排出量削減を目的とした取組みを進めるための項目は、別紙「実施項目一覧表」とします。ここに掲げる取組みは、町の事務及び事業の実施にあたっての様々な場面、行動においてあてはまります。職員のわずかな心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。なお、個々の取組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を勘案して推進します。

取組実施項目は、下の6つの項目からなります。

- (1) 電気、重油、灯油の使用量の削減
- (2) ガソリン、軽油（自動車燃料）の使用量の削減
- (3) コピー用紙の使用量の削減
- (4) 可燃ごみの削減、リサイクル率の向上
- (5) 水使用量の削減
- (6) 環境配慮型商品の購入

2. 事務局の取組

富士川町役場環境保全率先推進委員会事務局（以下、「事務局」という。）は、職員共通の取組を実施しつつ、次の取組を実施します。

(1) 「第2期率先行動計画」の推進

全庁的に温室効果ガス削減の取組を形骸化させることなく、継続的に実施していくには、継続的な意識啓発と基礎的な情報提供が欠かせません。事務局は、温室効果ガス削減だけでなく、省エネや節電、ごみ減量化等の職員が理解し易い表現を含め、職員向け説明会及び研修会、関連するポスター等の掲示など様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

また、事務局は、各課等の取組結果等を取りまとめ「富士川町役場環境保全率先推進委員会」（以下、「委員会」といいます。）に報告します。委員会では、地球温暖化対策の取組状況等について、報告に基づき検討し更なる取組を推進します。

(2) 実施状況の公表

事務局は、「第2期率先行動計画」の進捗状況や点検内容について、毎年1回広報やホームページを通じて公表します。

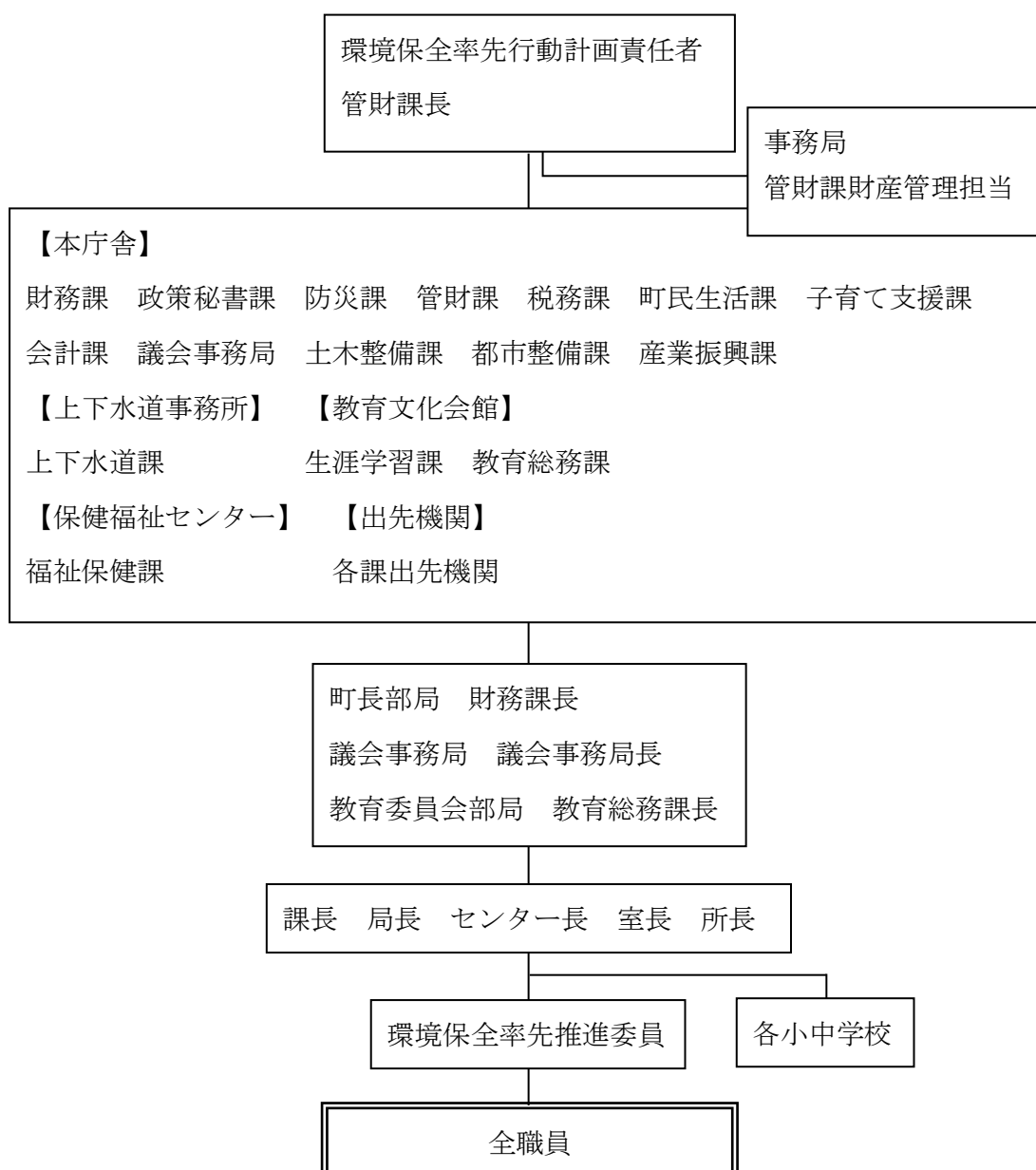
第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第2期率先行動計画」に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するため、委員会を設置し、本計画の推進を図ります。

(1) 富士川町役場環境保全率先推進委員会

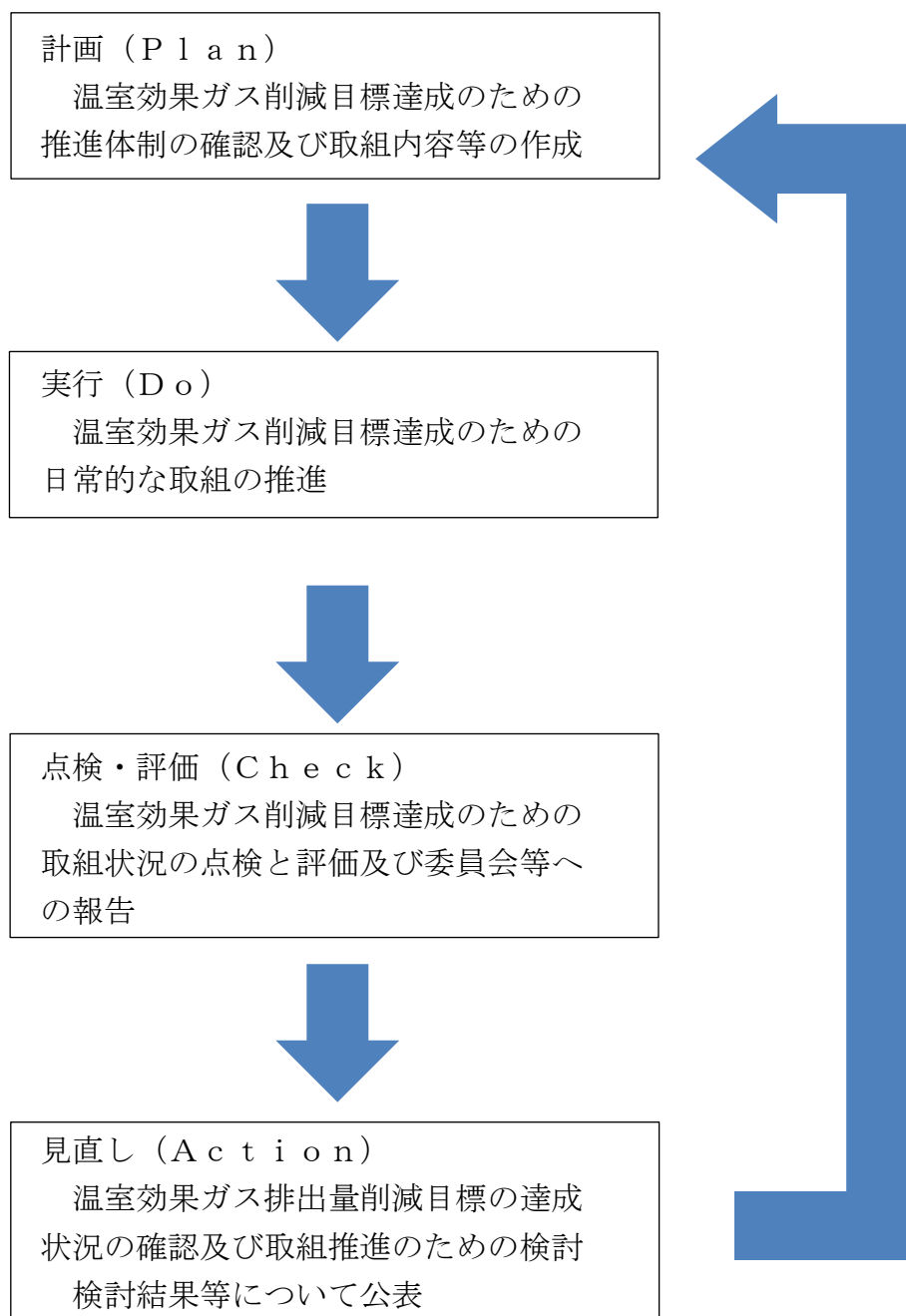
当委員会は、計画推進のため各課等から推薦された委員を以て組織し、計画の全庁的な推進を図るため進捗状況を検証し、必要に応じ見直しを行います。また、事業実施及び見直し結果については、委員を通じ課員に徹底し、継続して推進を図ります。なお、事務局は管財課に置くものとします。



2. 進行管理の仕組み

「第2期率先行動計画」では、年度ごとの取組を進行管理できる環境マネジメントシステムを構築し、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に努めます。

・進行管理の仕組み図



参考資料

1. 富士川町役場環境保全率先委員会設置要綱
2. 対象組織・施設等一覧
3. 各種様式類

第2期 富士川町役場環境保全率先行動計画

発 行 : 平成29年3月

発行者 : 富士川町 管財課

〒400-0592

山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134

TEL 0556-22-7206 FAX 0556-22-8666

参考資料

1. 富士川町役場環境保全率先委員会設置要綱

富士川町役場環境保全率先推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、町職員が環境保全の行動をとるための指針である富士川町環境保全率先行動計画（平成 23 年 4 月 1 日策定）を推進するため、富士川町役場環境保全率先推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、富士川町役場環境保全率先行動計画の推進（進行管理を含む。）に関する事項について協議及び検証する。

(組織)

第3条 委員会は、各課等から推薦された委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長 1 名を置く。

2 委員長は、管財課長が努め、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管財課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

参考資料

2. 対象組織・施設等一覧

「第2期率先行動計画」については、次の組織及び施設を対象とします。なお、施設に属する所管課の公用車は、施設箇所で計上することとします。

(1) 対象組織

財務課 政策秘書課 防災課 管財課 税務課 町民生活課
子育て支援課 会計課 議会事務局 土木整備課 都市整備課
産業振興課 上下水道課 生涯学習課 教育総務課 福祉保健課

(2) 対象施設

①【本庁舎等】

本庁舎 分庁舎 東別館 東別館分館

②【各小中学校】

増穂小学校 増穂南小学校 鰍沢小学校 増穂中学校 鰍沢中学校

③【保育所等】

第1保育所 第2保育所 第3保育所 第4保育所 第5保育所
ますほ児童センター ますほ南児童クラブ かじかざわ児童センター

④【福祉・文化施設等】

保健福祉支援センター 高齢者ふれあいセンター
デイサービスセンター 上下水道事務所 箱原農業集落排水施設
教育文化会館 町民会館 殿原公園 町民体育館 ふれあい広域体育館
利根川スポーツ公園 勤労者屋外施設 大法師公園 中部町民プール
五開町民プール ますほ文化ホール 朝市直売所 林構倉庫
平林交流の里みさき耕舎 増穂ふるさと自然塾 桜池 八雲池
道の駅富士川 つくたべかん 交流センター塩の華
病後児保育室